

平成 24 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 24 年 8 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア
研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（34 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番		君	16 番	大塚 宏	君
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番		君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番		君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

15 番	森岡 一正	君	23 番	平岡 秀樹	君
36 番	小堀田幸一	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	吉田 直哉	参 事	藤崎 眞二
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 42 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） ただいまから平成 24 年第 8 回総会を開催致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードに設定をお願いしたいと思います。それでは、会長からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） みなさん、こんにちは。今年も暑かったのではなかろうかな。自分もですね、福岡の病院におった関係で苦しゅうしてですね、この夏、こがん暑かて思わんやったですもんね。ニュースを色々聞くと、熱中症が大分出たようでございます。やはり今年は、本当に暑い夏です。地元では、今、稲刈りしているというようなことを言うと、今稲刈りですかと福岡の人たちはたまがっつですね。こう暑い中でですね、皆さん方をこう見てみますと、元気な姿を拝見できますことを、本当に喜んでおります。そしてまた、私事でございますけれども、7月の5日に検査入院いたしまして、16日から手術をし、8月の16日に一応退院して参りました。また、今は家で養生しているわけでございますけれども、この手術した関係で脱臼の可能性があるということで、スポーツとか内股とかするな、というようなことでございますので、本当は病院で療養しとかんばいかんとですけれども、病院の先生や家族がですね、やはり家で養生した方が回復が早か、というようなことで、退院しました。家内が、なんさまあんたは百姓ばかり思うけん、せからしかけん病院に入院せろ、て言うたっです。そういうわけにはいかんですけん。そしてまた、今こうやって皆さんとお会いすることを、本当に喜んでおります。

この前、倉岳では、上島地区の委員さんが主催になりまして、ひまわりの準備、あれこれ大変でございました。自分も出席できずに申し訳なく思っております。また、今日まで総会も出席できず、皆さん方には大変ご無沙汰し、またご迷惑をお掛けしたことを、この場をお借りして、申し訳なく思っております。すみませんでした。

また、今年は農業委員の改選時期でございます。ほとんどの方が再選されるかと思えますけれども、一部には勇退される方もいらっしゃるのではなかろうかな、と思っております。私も、その勇退の一人でございます。私の話を致しますと、農業委員になった当初は37歳だったと思えます。その頃はですね、水田が大雨で7割ぐらい冠水しました。また、住宅が10件くらい床上浸水をするというようなことで、被害を被っていたところでございます。そういうことで、私はその若さでどうにか集落を景気づけたいということを念頭に置いて、基盤整備等の農業委員の活動をして参りました。十数年前からようやくそういう機運になりまして、現在基盤整備は、今、登記も済みまして、完了するわけでございますけれども、後はこの集積の計画は、総事業費の1割位、それが1億2、3千万円の助成がございまして、その用途について計画し、土地改良なり、県に申請しております。それが返っ

てきますと、自分たちは3割の基盤整備の地元負担でございましたけれども、中山間地のような4、5%でよかつじゃなからうかな、本当にただのようになるんじゃなからうかな、と思っております。そしてその中では農機具なり色々な面でも制限されます。事務所はできませんけれども、そういう農具関係は考慮していい、というようなことでございますので、一時は、集落の中では、自分もそういうことで活動してみたいな、と思っております。また今も、農業法人を立ち上げましたけれども、その中でも事務局をして、自分が顧問となり、営業全般を指揮しているわけでございます。またその間、皆さん方には本当に、そういう関係で基盤整備があり、また農業委員の生活につきまして、皆さん方から支えられ、私も悔いが残らないような生活をさせていただきました。この高いところからではございますけれども、厚くお礼申し上げたいと思っております。本当にお世話になりました。来月までは、任期でございますので、せいぜい皆さん方のお手伝いをさせていただきたいと思っております。最後までよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、本日は台風が心配でございますけれども、今総会は審議案件があまりございません。そういうことで、皆さん方も色々心配でございましょうけん、早く帰られるなりして被害に遭わないように対策してください。本当に、こういう台風間近にしての総会でございます。恐縮でございますけれども、最後までよろしくお願い申し上げ、ただ今総会に移らせていただきます。お世話になります。

事務局（森内健二君） どうもありがとうございました。私の方からお知らせがございませぬ。今農業委員の方で自主活動として、耕作放棄地の解消活動をしていただいております。今年、倉岳町の棚底地区で今草刈をしていただいております。8月の18日に農業委員さんにお越し頂いて草刈りをしていただきました。その後ですね、一昨日25日に刈った草を燃やして、混ぜる手前までになっておりますけれども、その時、地元の原田委員さんからお茶代をいただいておりますので、お知らせしておきます。どうもありがとうございました。本日は3名の方から欠席の届けが出ておりますけれども、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、38番、森本文隆委員さん、また3番の川崎眞志男委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の、 をご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は、八幡町の譲渡人より本渡町の田968㎡、畑93㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜や果樹を作付けされる計画です。

事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田795㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、広島県呉市の譲渡人より、有明町の畑1,117㎡を贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、みかんを栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。河浦町の譲受人は上天草市の譲渡人より、河浦町の田1,135㎡、畑1,016㎡を受贈により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地の田へ水稻作付け、畑へ野菜と果樹をそれぞれ栽培される計画です。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 続いて審議に入ります。それでは1番について担当委員より説明をお願い致します。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明致します。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。場所は国道、本渡鬼池線沿いの茂木根地区になります。譲渡人は高齢で農地の管理ができず、知人に譲り渡したいというものです。申請地は十数年前から遊休地で現在客土されており、端の方に堆肥が置いてありました。取得後はオリーブ、みかん、野菜類を栽培される計画です。譲受人はオリーブ、野菜類を栽培されており、特に問題ないかと思われますので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは2番について担当委員より説明をお願い致します。

10番（元島正則君） 10番、元島です。2番について説明致します。譲渡人、譲受人共に上津浦でございます。場所については、浦和小学校の前の水田地帯でございます。既に譲受人が数年、借地として耕作をされております。ということで、今回売買の話になったわけでございます。譲受人については、いちごを栽培されることになっております。そういった関係で、専業農家で規模拡大したいということでございます。なんら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは3番について、担当委員より説明をお願い致します。

10番（元島正則君） 10番、元島です。3番について説明致します。譲受人と譲渡人は、叔父・甥の関係であります。そういう関係で、譲受人が借地として耕作しとったわけですが、今回譲渡人が後を継いでくれということでございます。場所については、ご存知と思いますけれども、有明町上津浦の南にある晩田地区でございます。既にデコポンが栽培されておりますし、現地を確認したわけですが、立派なデコポンになっております。そういうことで、一応なんら問題ないと見てきましたので、よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願い致します。

30番（小松信男君） 30番、小松でございます。ただいま事務局より説明がございました

が、譲渡人と譲受人は姉妹でございます。当初は譲渡人が管理して、松島から田を作っていたわけでございますが、すべて妹が姉に農地を譲り、姉が農地を管理するということになりまして、現地調査を致しましたが、なんら問題ないということで、大丈夫でございますので、よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議ありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第40号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。今回は申請が1件となっております。1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） お手元の資料の、 をご覧ください。申請地につきましては、前方のスクリーンに映して説明をしたいと思います。1番について説明します。御所浦町の申請人は、植林し山林とするため、御所浦町の畑216㎡を転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 失礼します。本日は担当の委員さんが、台風接近のためにフェリー一等の定期船が欠航となり欠席になりました。説明の資料をお預かりしましたので、代わって説明をしたいと思います。

「申請人は申請地を農地として維持管理していくことが困難であるため、今後は植林をして管理をしていきたい、という案件でございます。農業振興地域の農用地となっておりますが、昨年11月に除外申請し、受理・除外されております。隣接する農地所有者の同意書も添付されておりますので、問題はありませぬので、よろしくお願い致します。」以上でございます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議ございませんので、本件は許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 4条申請に引き続き、資料、及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。五和町の譲受人は資材置場にするため、五和町の譲渡人から五和町の畑29㎡を売買により取得し、転用したいというものです。既に造成してあるため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。1番について説明致します。場所は御領の大嶋地区に若宮大橋が架かっており、若宮大橋を鬼池方側に渡ってすぐ左手になります。この物件は、譲渡人がもう既にコンクリートで舗装してありまして、転用申請をしていなかったということで、始末書が添付されております。周りは住宅のみで、農地は周りにはございませんので、特別問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

それでは2番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。熊本市の譲受人は植林するため、楠浦町の譲渡人から五和町の田1,327㎡を売買により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっており基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。2番について説明致します。この場所は五和ダムと五和東部ダムの丁度中間辺りの山の中です。図面を見ていただくと分かりますとおり、

ほとんど山ん中にございまして、隣に田と書いてある所がございますが、これは譲受人の持ち物でございます。譲渡人の義理の弟へ譲り渡すものでございまして、譲渡人がこの度再婚されまして、他所へ移られましたので、義理の弟さんに譲り渡したいということでございますので、別に問題はございませんので、よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。御所浦町の譲受人は、駐車場とするため、御所浦町の譲渡人から、御所浦町の畑129㎡を売買により取得し、転用したいというものです。既に駐車場として使用されているため始末書が添付されております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

事務局（藤崎眞二君） 担当の委員さんがお休みでございますので、続けて私の方からお預かりしております説明を読み上げたいと思います。

「譲受人は手狭だった自宅の玄関先を拡張し、自家用車を駐車し、転回するためのスペースを作るために、譲渡人よりこの土地を買い受けます。昨年、農業振興地域の農用地区域より除外申請をされており、除外をされております。隣接する土地所有者の同意書も提出されております。自宅には駐車場として、施工、完成、使用されておりますことから、始末書も添付されております。問題はございませんので、皆様、よろしくお願い致します。」以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 次は4番と5番についてで、先ほど3条の4番に出てきました、譲渡人、譲受人間の所有権移転の案件でございます。

4番について説明します。河浦町の譲受人は植林するため、上天草市の譲渡人より河浦町の田3,229㎡、畑8,160㎡を受贈により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

30番（小松信男君） 30番、小松でございます。ただいま事務局より説明がありましたが、3条と一緒に、譲渡人と譲受人が姉妹でございまして、今回は贈与を受けまして、その土地に植林をしたいというようなことで、現地を調査を致しましたところ、今までが船で渡って耕作していたわけですが、もうどうしても非常に難しいというようなことで、現時点ではもう放置しているというようなことでございます。畑につきましては、40年代に自力でみかん山を作って、一生懸命頑張ってきた地域です。もったいないですな、というようなことで私はお話をしてきたわけですが、船で渡って管理をしていかなきゃならん、というようなことで、今回は植林をするというようなことになりました。周囲の方の承諾も取っており、今回の申請につきましてはなんら異議申し立ては致しませんということでしたので、一応報告をしておきたいと思っております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま地元委員さんからの詳しい説明がありましたけれども、一応確認をしたいと思っております。田んぼは3,229㎡ですかね。それから畑が8,160㎡。合計1町1反あまり。これは、あまりにもですね、これを森林化すると場所がよかところで、田んぼを作りはされんだろうかいと、もったいなかあと、思います。畑はもうこれは仕方ありませんから、田んぼは水があれば作れますから、作りゃされんかな、と思うわけですけども。

議長（鬼塚猛清君） 小松委員、説明をお願いします。

30番（小松信男君） ここの地域におきましては、船で渡らば耕作できないですね。それから、水が少ないというようなことです。現地を耕作することは非常に難しいな、と私はそのように見てきたわけでございます。

議長（鬼塚猛清君） 原田委員、よろしいでしょうか。

20番（原田康盛君） 農業委員さんが現地確認して、耕作することが難しい、水も少ないということですね。写真ば見れば、水があればこれはまだ田を作ればよかつじゃと思いま

すが、地元農業委員さんが確認してそれでよかつじゃなかかということであれば、よかつじゃなかつかな、と思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 辺鄙な所ということでございました。他に質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。
次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 5番について説明します。河浦町の譲受人は農業用倉庫とするため、上天草市の譲渡人より河浦町の畑 214 m²を受贈により転用したいというものです。既に農業用倉庫が建築されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に、担当委員より説明をお願い致します。

30番（小松信男君） 30番、小松でございます。5番について説明致します。ただいま事務局より説明がありましたように、先ほどの4番と一緒に譲受人と譲渡人は姉妹でございます。資料 の図面を見ると分かるように、宅地の前に倉庫を建てるというようなことでございます。以前父親が倉庫を建てたということで、始末書を付けて今回申請をするというようなことでございます。雨水につきましては、自然排水ということですが、図面を見ていただくと、近くに川がありましてそちらに流されるとのことです。なんら問題はないというようなことでございます。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第5、議第42号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 資料 の議第42号をご覧ください。1番の楠浦町の申請人ほか、利用権の新規設定の計画が9件、再設定の計画が24件で、総面積は107,820 m²となっております。

ります。また、議第 42 号中、3 ページの 18 番、4 ページの 19 番及び 5 ページの 23 番、24 番につきましては、農地利用集積円滑化団体である、あまくさ農協を通じての転貸の案件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の (1) の ア に掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局より一括説明が終わりました。各担当委員からの補足説明はありませんか。

（補足説明なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ないようでございますので、ただいま説明がありました、1 番から 33 番までの件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 6、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて、報告をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） ご覧いただく資料は、資料 の最後の 2 ページになります。農地利用・形状変更届が 2 件あり、河浦町の田畑のほ場を整備するというものと久玉町の田に盛り土するというものです。許可不要転用届の 4 条関係は 1 件あり、本町の畑に農業用倉庫を建てるというものです。最後の件になりまして、5 条関係は 9 件あり、本町、牛深町、久玉町、新和町、河浦町、倉岳町、栖本町、五和町に携帯電話無線基地局を設置するというものです。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 24 年天草市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。

午後 2 時 50 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚 猛 清

署名委員 森 本文 隆

署名委員 川崎 真 夫